

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

8 月分

| No. | 案 件 名 称                                           | 委託種目                    | 契約の相手方            | 契約金額<br>(税込) | 契約日       | 根拠法令                    | <u>随意契約理由</u><br><u>(随意契約理由番号)</u> | WTO |
|-----|---------------------------------------------------|-------------------------|-------------------|--------------|-----------|-------------------------|------------------------------------|-----|
| 1   | 長居配水場監視制御設備等改良に伴う既設配水情報システム改修業務委託                 | 情報処理－情報処理               | 三菱電機株式会社 関西支社     | ¥24,200,000  | 令和7年8月20日 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 | G4                                 | －   |
| 2   | 柴島浄水場上系高度浄水処理棟無停電電源設備改良に伴う既設高度浄水処理設備操作手順書作成支援業務委託 | 機械等施設点検・<br>運転－施設運転操作管理 | メタウォーター株式会社 関西営業部 | ¥3,520,000   | 令和7年8月8日  | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 | G4                                 | －   |

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

長居配水場監視制御設備等改良に伴う既設配水情報システム改修業務委託

### 2 契約の相手方

三菱電機株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、長居配水場監視制御設備の改良及び配水テレメータの改良に伴い柴島浄水場、水道局庁舎の既設配水情報システム（以下「本システム」という）の改修を行うものです。

本システムは、上記業者が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されたもので、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構成、機能及びソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術が必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは三菱電機株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部設備課 （電話番号 06-6616-5542）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場上系高度浄水処理棟無停電電源設備改良に伴う既設高度浄水処理設備操作手順書作成支援業務委託

### 2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場上系高度浄水処理棟無停電電源設備改良工事（以下「当該工事」という。）に係る既設高度浄水処理設備の操作手順書作成支援業務を行うものです。

柴島浄水場上系高度浄水処理設備は同浄水場における浄水処理の半量を担っており、設備全体を停止させることは市内の水運用に多大な影響を及ぼすため、設備を稼働させながら当該工事を実施する必要があります。当該工事では新設備への切替に伴い、一部機能の停止が発生しますが、本施設の電気設備は富士電機株式会社が独自に設計、製作したものであり、また他機場と異なる設備構成であるため、機能停止時における既設設備への影響を正確に把握・対応するには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします

上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行することは不可能であり、また履行した場合でもその成果品及び既設設備に与える影響について、継続して保証することは不可能である旨の見解を得ています。

現在、柴島浄水場上系高度浄水処理施設の電気設備に関する維持管理等の業務は、メタウォーター株式会社に事業承継されており、他の業者が本業務を履行する余地はありません。

よって、本業務を履行できるのはメタウォーター株式会社が唯一の業者です。以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号 06-6815-2013）